

公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター
「北海道多文化共生多言語サポーター」の登録制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（以下、「センター」という）が設置する「北海道多文化共生多言語サポーター」（以下、「サポーター」という）の登録について、必要な事項を定めるとともに、自治体等の要請に基づき、地震や台風等の自然災害等の発生により被災した外国人を支援する活動、また、多文化共生・国際交流事業における外国人支援の活動へのサポーターの派遣等について、円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 この要綱において、サポーターとは、次の各号に掲げるものをいい、その活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害支援

- ア 自治体等の要請に基づく、被災した外国人に対する言語面のサポート。但し、医療に係る通訳等は行わないものとする
- イ 外国人被災者のいる避難所を巡回し、避難所における滞在で困難等に直面していないかなどの調査（主に聞き取り）を行う
- ウ その他外国人被災者の支援に必要とされること

(2) イベント支援

- ア センターや市町村、国際交流団体等が実施する多文化共生・国際交流事業等における外国語の通訳・翻訳業務
- イ センターや市町村、国際交流団体等が実施する多文化共生・国際交流事業の実施業務

（登録資格）

第3条 サポーターに登録できるものは、本制度の趣旨に賛同し、多文化共生・国際交流の活動に理解と意欲があり、Eメール及び電話でセンターとの連絡が可能な個人であって、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 北海道内に在住する満18歳以上の者であること
- (2) 多文化共生・国際交流事業における外国人支援の活動にサポーターとして参加する意欲があり、日本語のほか、外国語について実用会話レベル以上の語学力を有すること。
- (3) 災害支援に登録するサポーターは、当センターが実施するスキルアップの研修等を受講しなければならない
- (4) Eメール及び電話でセンターとの連絡が可能であること

（登録方法）

第4条 本制度への登録を希望する者は、別に定める「北海道多文化共生多言語サポーター」登録申請書（様式1）に必要事項を記入し、必ず写真を貼付のうえセンターへ提出するものとする。

- 2 センターは、前項に規定する申請書を受理した時は、概ね2週間以内に、登録者名簿に登載するものとする。
- 3 サポーターは、住所等の登録内容に変更が生じた際、速やかにセンターへ報告する。

- 4 センターは、前項の報告を受けた場合、速やかに登録名簿の記載内容を変更する。
- 5 登録は、複数の活動内容について行うことができるものとする。

（登録更新と取消し）

第5条 センターは、2年毎にサポーターの登録更新を行うこととする。但し、年度途中で登録した者は、登録期間の最終年度までとする。なお、次のいずれかの事由に該当した場合は、サポーターの登録を取消すものとする。

- (1) サポーター本人から登録取消しの申し出があった場合
- (2) サポーターが、第3条に規定する登録の資格を欠くことになった場合
- (3) 長期間にわたりセンターとの連絡が取れなくなった場合
- (4) 第7条に規定する秘密の保持を守らなかった場合
- (5) サポーターとしてふさわしくない言動等の事実が認められた場合

（個人情報の取扱等）

第6条 サポーターが登録した個人情報については、センターの個人情報取扱規定のもと厳重に管理し、本来目的以外には使用しないこととする。また、本規定第5条により、登録を取消した場合は直ちに登録情報を削除する。なお、サポーターの活動にあたり必要な個人情報については、派遣要請のあった自治体または団体等との共有を妨げないこととする。

（秘密の保持）

第7条 サポーターは、ボランティア活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

- 2 活動依頼団体等は、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ、または、目的外に使用してはならない。

（活動を依頼できる団体等）

第8条 本制度によりサポーターにボランティア活動を依頼できるのは、次に掲げる団体等とする。

- (1) 国及び地方公共団体又はその関係団体
- (2) 営利を目的としない国際交流及び多文化共生の推進に携わっている団体
- (3) その他、センターが特に認めた団体

（派遣手続等）

第9条 サポーターは、下記の手続きにより派遣されるものとする。

(1) 災害支援

ア 被災地域の自治体等からのセンターへの派遣要請書（様式2-①）提出（必要人数、必要言語等の情報）を受ける

イ センターから派遣要請内容に合致するサポーターへの打診（活動条件など）

ウ サポーターの活動意志を確認後、被災地へ派遣し活動を開始

(2) イベント支援

ア 登録サポーターの紹介を依頼しようとする団体等から、原則として、活動を希望する日の2週間前までに、派遣依頼申込書（様式2-②）に必要事項を記入し、関係書類を添えたものの提出を受ける

イ センターは、前項の申込内容を確認し、活動の内容に応じて登録サポーターを対象に募集

- し、原則として、応募者の中から、先着順により適当な者を選定する
- ウ センターは、前項により選定を行ったときは、速やかにその結果を応募した登録者に通知するとともに、活動依頼団体等に対し選定したサポーターについて通知する
- エ センターは、第1項の活動依頼の内容を不相当と認めたとき、または第2項によりサポーターを募集しても応募者がなかったときは、速やかにその旨を活動依頼団体等に連絡する

(費用弁償)

第10条 サポーターに対する費用等は次のとおりとする。

(1) 災害支援

サポーターの活動に対する報酬は無いものとする。但し、被災地に派遣される際の交通費については、原則センターから支給するものとする。

(2) イベント支援

サポーターの活動に対する報酬は無いものとする。但し、活動依頼団体等が、サポーターの交通費の活動実費を原則負担する。

(活動保険)

第11条 サポーターの活動に対する保険は、事業の主催者が、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」等に参加を義務付けすることから、登録者が活動中に万が一事故等にあった場合の補償については、当該保険をもって対応する。

2 サポーターが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、本条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

(補足)

第12条 本要綱に定めていないことは、必要に応じて適宜センターで協議のうえ、決定する。

付則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。